

令和8年度 デジタルスタンプラリー事業委託

公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

令和8年度 デジタルスタンプラリー事業委託

2 業務の趣旨・目的

市内の観光施設や飲食店、物販店舗等の周知・利用を促進するため、静岡県公式観光アプリ「TIPS」(以下「TIPS アプリ」)を利用し、市内在住者・観光客を対象としたスマートフォンで参加するスタンプラリーを実施する。

3 委託業務の内容

別添「令和8年度 デジタルスタンプラリー事業委託仕様書」のとおりとする。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年12月18日(金)まで

5 委託金額の上限額

1,800,000円(消費税及び地方消費税を含む)

〈内訳〉事務費分 1,600,000円

景品分 200,000円

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

7 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしていることを必要とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成17年告示第206号)に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (3) 参加申込書提出期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書提出期間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75条)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条に定める暴力団及び暴力団員

- 又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

8 公募スケジュール

	内 容	日 程
1	公募開始（市ホームページへの掲載）	令和8年5月11日（月）
2	参加表明書及び質問提出期限	令和8年5月18日（月）
3	質問への回答・参加資格有無の確認連絡	令和8年5月21日（木）までに
4	企画提案書等の提出期限	令和8年5月29日（金）
5	審査 ※予備日6月4日（木）	令和8年6月3日（水）
6	選定結果通知	令和8年6月上旬〔予定〕
7	契約締結	令和8年6月上旬〔予定〕

9 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）※押印不要
- (2) 提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (3) 提出部数 原本1部
- (4) 提出方法 E-mail（アドレス：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp）
※E-mail送信後、確認のため併せて電話（0538-44-3136）での連絡をお願いします。
- (5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで
- (6) その他 参加資格要件に該当しない場合のみ、E-mailにて連絡します。

10 質問事項の受付

企画提案等に関する質問は、次により行うものとします。

- (1) 提出書類 質問票（様式2）※押印不要
- (2) 提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 E-mail（アドレス：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp）
※E-mail送信後、確認のため併せて電話（0538-44-3136）での連絡をお願いします。
- (4) 回答方法 参加表明をした全ての事業者に対し令和8年5月21日（木）までにE-mailで回答します。電話・口頭での質問は一切受け付けられません。なお、審査内容に関する質問にはお答えできません。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式3）※要代表者印押印
 - イ 企画書（様式及び枚数任意。ただしA4版又はA3版で作成すること。）
 - ウ 見積書（積算内訳を含む。消費税及び地方消費税を含む。）
※要押印（押印は契約印または担当者印でも可とする）
 - エ 実施体制（様式任意）
 - オ 業務工程表（様式任意）
 - カ 会社概要（様式任意） ※既存のパンフレット等でも可
- (2) 提出期限 令和8年5月29日（金）正午まで（必着）
 - (3) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
 - (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、差し出したことが分かる方法（特定記録等）としてください。）
 - (5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで
 - (6) 留意事項
 - ア 審査は匿名で行うため、提出書類の副本（5部）については、応募者が特定できるような内容（名称、記号、商標、押印、ロゴマーク等）の記入は行わないでください。正本を複写して副本として利用する場合は、副本については、応募者が特定できるような内容は黒塗りするなどして隠してください。（既存のパンフレット（1部）等の場合も同様です。）なお、提出された副本について、応募者が特定できるような内容がある場合は、事務局にて該当部分を黒塗りにする場合があります。
 - イ 企画提案書の提案件数は、参加1事業者1件のみとします。

12 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとします。

(1) 選定方法

次のとおり選定会を開催し、各事業者が提出した書類及びプレゼンテーションを踏まえ、選定委員（5人程度）が下表の「評価項目・評価基準・評価点数」に基づき公平に審査を行い、最高得点者を最優秀企画提案者（業務委託契約予定者）として選定します。

(2) 選定会（プレゼンテーション）

ア 開催日時 ※都合により予定を変更する場合があります。

(ア) 令和8年6月3日（水）午前10時から午後3時まで

(イ) 令和8年6月4日（木）午前10時から午後2時まで（予備日）

※詳細は、参加事業者決定後に通知します。

イ 所要時間

1事業者あたり30分（企画書等の内容説明20分、質疑応答10分を予定。）

※参加事業者数が多い場合は、所要時間を一律で短縮する場合があります。

ウ 出席人数

2人以内（本業務の担当者を必ず含めること。）

エ 開催方法

(ア) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容に限り行うこととします。

(イ) プレゼンテーションの実施は、原則参加表明書の受付順とします。

(3) 審査

ア 各選定委員持ち点（100点）を合算した値（500点満点）の6割（300点以上）を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とします。

イ 最高得点者が同点の場合は、各委員審査結果で1位獲得数が多い事業者を最優秀企画提案者として選定します。

また、1位獲得数も同数の場合は、見積金額が最も低い事業者を最優秀企画提案者として選定します。

さらに、見積金額も同額であった場合は、くじ引きで最優秀企画提案者を選定します。

ウ 選定に関する質問及び異議申し立ては一切受け付けません。

【評価項目・評価基準・評価点数】

評価項目	評価基準	評価点数
企画提案内容 (60点)	①全体構成（企画力）	20点
	②実現可能性	20点
	③事業への理解・知識	20点
業務実施体制 (30点)	①業務実施に係る体制	15点
	②全体工程及び個別作業工程（スケジュール）	15点
見積書（10点）	①見積金額及び積算内訳の妥当性	10点
	合計	100点

(4) 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。

イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。

ウ 提出書類に不備や不足があったとき。

エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

オ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。

カ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。

キ 見積金額が委託上限を超えるとき。

ク その他不適切な事項があると判断される時。

(5) 結果通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知します。

なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとします。

13 契約の締結

- (1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議した上、契約内容に関する協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約として、委託上限額の範囲内で締結するものとします。
ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は、再度見積書を提出の上、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとします。
- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うことができるものとします。
- (3) 最低基準点に満たなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行いません。

14 その他の注意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに下記15に記した担当まで辞退届（様式不問）を提出してください。※要代表者印押印
- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しません。
ただし、目的の範囲内において複製することがあります。
- (5) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

15 問合せ・提出先

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとします。

- (1) 担 当 袋井市役所産業未来課産業政策係（担当：深谷）
- (2) 住 所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
- (3) T E L 0538-44-3136（直通）
- (4) E-mail sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp